

平成30年度第2回宗像市都市計画審議会

当 日 配 布 資 料

平成30年10月17日(水)

宗像市役所 第2委員会室

用語の意義

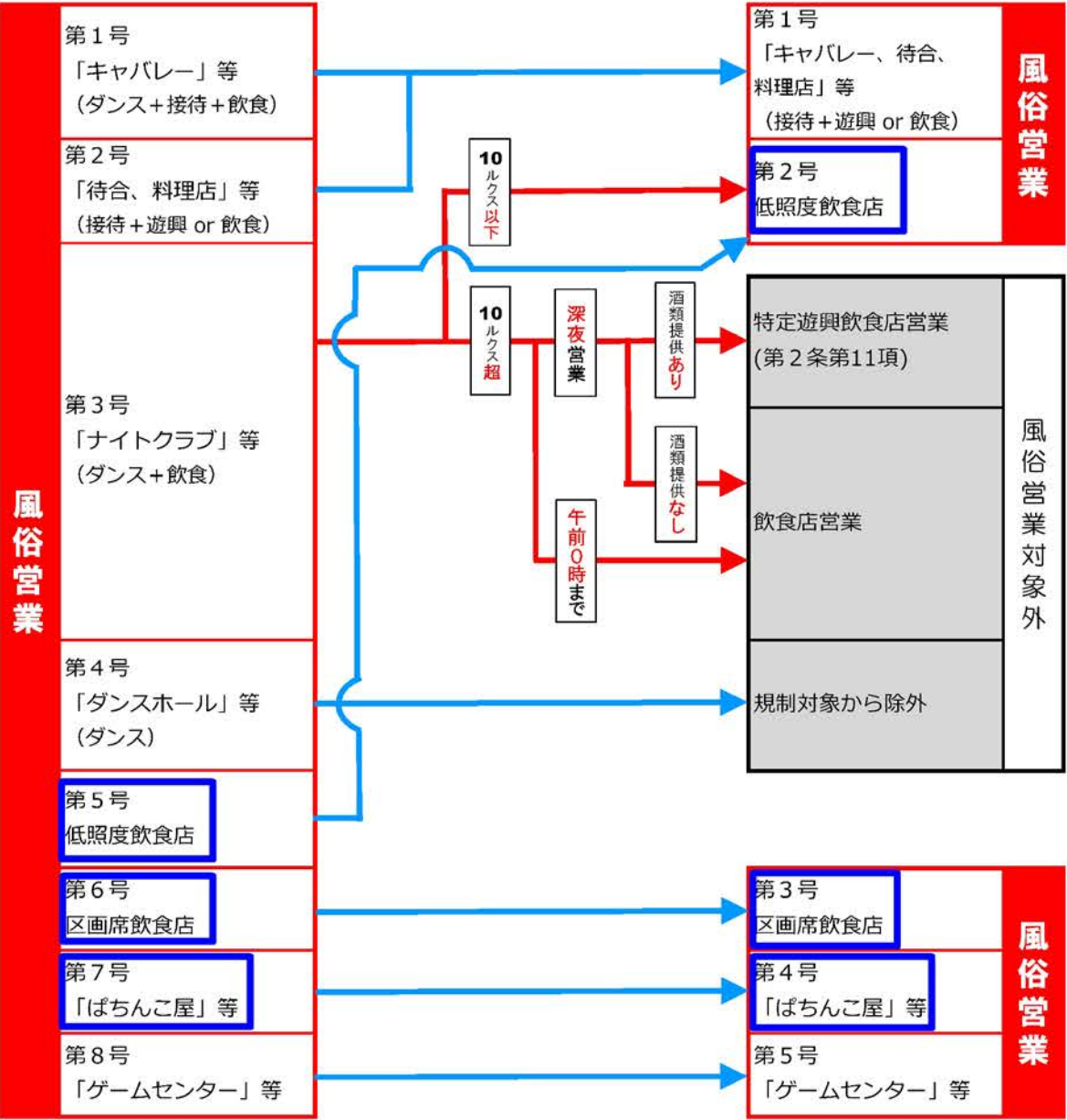
第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

改正前		改正後	
一	キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業	一	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
二	待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）	二	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
三	ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）	-	
四	ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）	-	
五	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）	-	
六	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの	三	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
七	まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業	四	まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
八	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）	五	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

改正前

風営法第2条第1項各号(風俗営業)の新旧対照図

改正後



1 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)の改正について

(1) 改正の概要

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じて規制する改正が行われました。

当該改正については、平成27年6月24日に公布、施行され、一部の規定は、平成28年6月23日に施行されることとなっています。

◀客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外▶

- 風営法第2条第1項に規定する風俗営業のうち、ダンスホールやナイトクラブ（照度10ルクス超）等が風俗営業から除外されます。なお、風俗営業から除外されるナイトクラブの一部については、新たに定められた規定により、規制が行われます。
- 風営法第2条第1項各号の統合や削除により、風営法第2条第1項第8号までの規定が、第2条第1項第5号までの規定に変更となります。

目次 第一章・第二章 (略) 第三章 都市計画制限等 第一節 開発行為等の規制 (第二十九条―第五十一条) 第一節の二 田園住居地域内における建築等の規制 (第五十二条) 第一節の三 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制 (第五十二条の二―第五十二条の五) 第二節 第五節 (略) 第四章 第七章 (略) 附則 (地域地区) 第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 (以下「用途地域」と総称する。) 二 十六 (略)	改正後
目次 第一章・第二章 (略) 第三章 都市計画制限等 第一節 開発行為等の規制 (第二十九条―第五十二条) 第一節の二 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制 (第五十二条の二―第五十二条の五) 第二節 第五節 (略) 第四章 第七章 (略) 附則 (地域地区) 第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 (以下「用途地域」と総称する。) 二 十六 (略)	改正前

○都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

○建築基準法 (昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

別表第二 用途地域等内の建築物の制限

改正後		改正前	
(い)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	(い)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
(ろ)	第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	(ろ)	第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
(は)	第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物	(は)	第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物
(に)	第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物	(に)	第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物
(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物	(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物
(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物	(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物
(と)	準住居地域内に建築してはならない建築物	(と)	準住居地域内に建築してはならない建築物
(ち)	<u>田園住居地域内に建築することができる建築物</u>	-	
(り)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	(ち)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物
(ぬ)	商業地域内に建築してはならない建築物	(り)	商業地域内に建築してはならない建築物
(る)	準工業地域内に建築してはならない建築物	(ぬ)	準工業地域内に建築してはならない建築物
(を)	工業地域内に建築してはならない建築物	(る)	工業地域内に建築してはならない建築物
(わ)	工業専用地域内に建築してはならない建築物	(を)	工業専用地域内に建築してはならない建築物
(か)	用途地域の指定のない区域 (都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内に建築してはならない建築物	(わ)	用途地域の指定のない区域 (都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内に建築してはならない建築物

ズレが生じます

ズレが生じます